

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	認定建築主に対するエネルギー消費性能の向上に関する改善命令	
根拠法令等及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条	
処分基準	根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋</p> <p>第38条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	